

教 生 学 第 2 8 3 号
令和 6 年（2024 年） 6 月 6 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
（ 各 市 町 村 立 幼 稚 園 長 ）
（各市町村立幼稚園型認定こども園長）

様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆

心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長及び男女共同参画共生社会学習・安全課長から、別添写しのとおり通知がありましたので、通知します。

学校で児童生徒等の重大事故等が発生した場合、救急要請することに加え、適切な応急手当等を行うことが重要であり、有事の際に躊躇せず対応するためには、消防等の協力を得つつ、応急手当の手法等について教職員が実習を通じて学んでおくことが効果的です。

つきましては、別添通知、別添 1～2 及び参考 1～5 を参考に、消防本部等と連携の上、実習を通じた教職員研修の機会の確保について、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（学 校 安 全 係）
（健康・体育指導係）



学校で児童生徒等の重大事故等が発生した場合、救急要請することに加え、適切な応急手当等を行うことが重要です。また、有事の際に躊躇せず対応するためには、消防等の協力を得つつ、応急手当の手法等について実習を通じて学んでおくことが効果的です。このたび、教員養成段階・現職段階それぞれにおいて、消防本部等との連携のポイント等を整理しましたので、実習を通じた学修・研修の機会の確保について、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

6 教参学第 1 4 号

令和 6 年 6 月 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

後 藤 教 至

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

安 里 賀奈子

心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について

先般、児童が小学校の学校給食を喉に詰まらせて窒息する事故が発生しました。こうした事故の発生時には、児童生徒等の命を守るため、直ちに救急要請するとともに、AED の使用も含めて、心肺蘇生等の応急手当を迅速かつ適切に行うことが重要です。

応急手当に関しては、第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）において、教員養成段階における学校安全の学修の充実の主要指標として「教員養成機関における、AED を用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況」（参考 1）が掲げられており、また、現職段階の研修についても、文部科学省から「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について（令和 5 年 11 月 30 日事務連絡）」（参考 2）等において、緊急時の一次救命処置が迅速かつ適切に行われるよう、日頃から訓練を行うこと等について呼びかけているところです。

一方で、文部科学省の調べによると、教員養成段階において必修となっている授業において AED を用いた実習を行っている大学は全体の 11.7%、一次救命処置に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる大学は全体の 31.1%となっており、このうち、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に該当する授業において AED を用いた実習を行っている大学は全体の 1.2%、一次救命処置に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる大学は全体の 5.7%（参考 3）となっています。

また、現職段階においては、各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）において、教職員を対象とした AED の使用を含む応急手当の実習を行っている割合は 84.4%、教育活動中の子供の重大事故を想定した職員向けの訓練等を実施している割合は 53.4%（参考 4）となっています。

消防庁統計によれば、一般市民が心肺停止を目撃した際、応急手当を実施した場合には、しなかった場合と比較して、1 か月後生存率が約 2 倍、事故後の社会復帰率が約 3 倍、さらに、AED を使用し除細動を実施した場合、使用しなかった場合と比較して、1 か月後生存率が約 3.5 倍、社会復帰率が約 4.1 倍になることが示されています。（参考 5）

従って、教職員が児童生徒等の重大事故等に遭遇した場合に、救急要請することに加え、救急隊到着までの間、適切な応急手当・AED の使用を行うことが重要と言えます。

こうした状況を踏まえ、教員養成段階・現職段階それぞれにおける応急手当に係る取組の推進にあたって御留意いただきたいことを下記のとおり周知します。

大学の教職課程で学ぶ学生が将来教職に就いた際、また、現職の教職員がいざというときに躊躇せず対応できるよう、AED を用いた実習を含む応急手当に係る取組について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いします。

なお、本通知の内容は消防庁と協議済みであり、全国各地の消防本部に周知するとともに、教職員等に対する応急手当講習の実施について協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. 教育機関と消防本部等との連携等について

【共通事項】

学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要であり、そのためには、学校の体制を整備し組織として対応できるようにしておくとともに、教職員が一次救命処置の方法や心構えについて適切に理解を深め、習熟しておくことが必要です。

これらは、各地域の消防本部・消防署等が実施する応急手当講習により実技実習を含めて学ぶことができます。いざというときに躊躇せず対応するためには、実習を通じた学びが効果的であるため、現職の教職員はさることながら、教職課程で学ぶ学生が、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の授業等や教育実習の事前指導、また授業外の取組においても、こうした講習などを通じて学ぶ機会が得られるよう、消防本部等と連携した計画的な取組について積極的に御検討いただくようお願いします。

【取組の参考となる事例】

● 教員養成段階

大阪教育大学では、「学校安全」教育活動の一環として、教員免許状を取得する者は、普通救命講習等を必修とし、全学学生を対象に「普通救命講習会」（心肺蘇生法等）を実施している。この「普通救命講習会」の講師は、大阪南消防組合による「応急手当普及員講習」を受けた教職員が務めており、受講すると「普通救命講習修了証」が交付される。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/emergency/safety/kyumei/>

● 現職段階

宮城県では、各学校において消防署等から外部講師を招いて「応急手当に関する研修」を実施するなどし、心肺蘇生や AED 使用についての基礎的な知識や技術を身に付けるとともに、事故発生時の校内での安全管理体制について教職員間で共通理解を図っている。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/51362/7ousyoubou.pdf>

2. 消防本部等との連携の際のポイントについて

(1) 相談の際の留意点

【教員養成段階】

- ・学生向けの講習受講を希望する場合、希望する日程、所要時間、講習内容をおおよそ検討のうえ調整ください。（別添 1：応急手当講習の種類）
- ・消防職員が大学等に出向いて講習を実施することを依頼する場合、大学の学部学科等でまとめて実施できるよう工夫をお願いします。

【現職段階】

- ・学校の教職員向けの講習受講を希望する場合、希望する日程、所要時間、講習内容をおおよそ検討のうえ調整ください。（別添 1：応急手当講習の種類）
- ・消防職員が学校等に出向いて講習を実施することを依頼する場合、できるだけ 1 つの学校に地域の教職員が集まる等し、まとめて実施できるよう工夫をお願いします。

(2) 相談先

各地域で体制が異なる場合がありますが、実情に応じて窓口の案内を受けることができます。

【教員養成段階】

- ・大学の設置者（大学、法人等）からの相談は、所轄市町村の消防本部まで連絡してください。

【現職段階】

- ・ 学校の設置者（教育委員会、学校法人等）からの相談は、所轄市町村の消防本部まで連絡してください。
- ・ 各学校からの相談は、最寄りの消防署まで連絡してください。

（３）補足

【共通事項】

- ・ 「応急手当普及員講習」を受講すると、他の教職員等へ知識・技術を直接伝達するまで習熟が可能です。また、地域によっては、受講者自ら「普通救命講習」を開催し、修了証の交付ができることもあります。
- ・ 教職課程で学ぶ学生や現職の教職員には実習を含む「応急手当講習」の受講を推奨しますが、全員で講習受講の時間が取りにくい場合等には、消防庁 Web サイトで公開している e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」で座学部分を事前受講するなど、効率的に活用することも考えられます。（別添 2：e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」）

【e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」】

<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>



【担当】

（教職課程における取組について）

総合教育政策局教育人材政策課

教員免許・研修企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111（内線：2453）

（現職教師等に関する取組について）

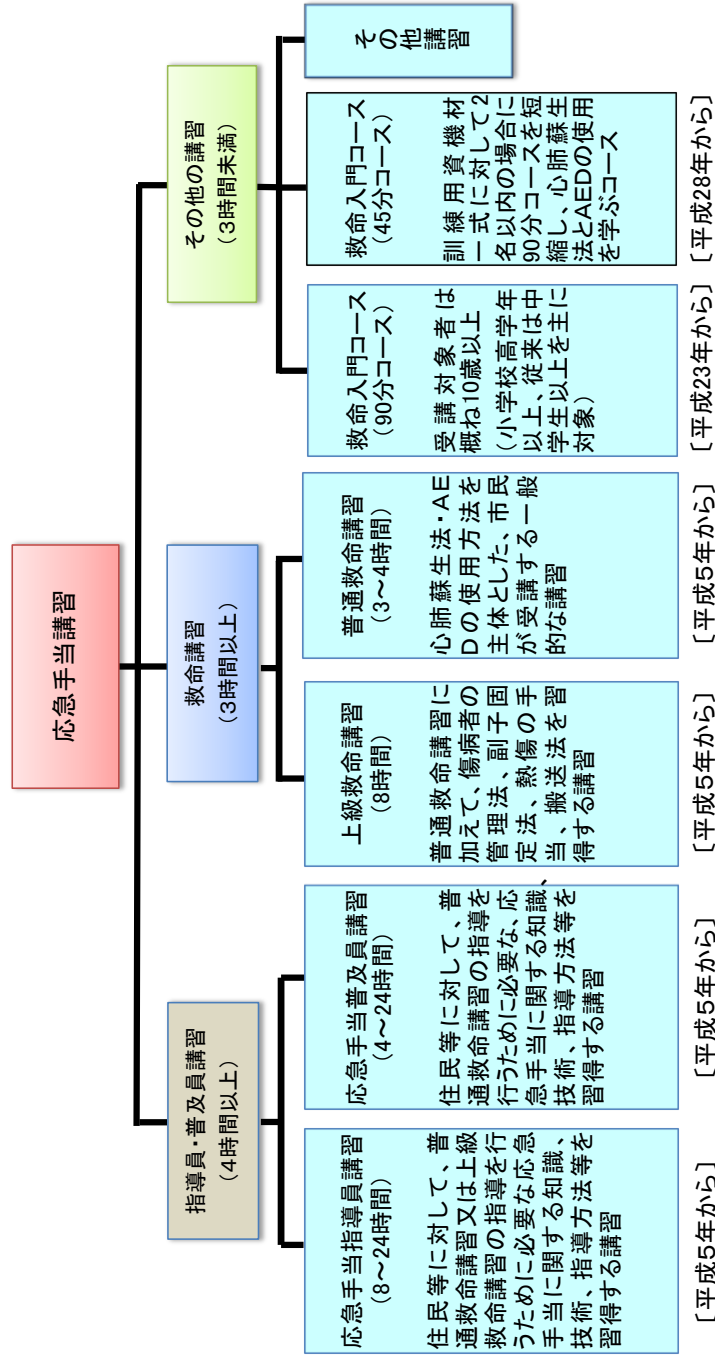
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111（内線：2966）

応急手当講習の種類

- 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号消防庁次長通知)に基づき、各消防本部において救命講習等を開催している(平成5年～)。
- eラーニングコンテンツ「応急手当WEB講習」を消防庁HP上に公開し、普及促進を図っている(平成28年～)。



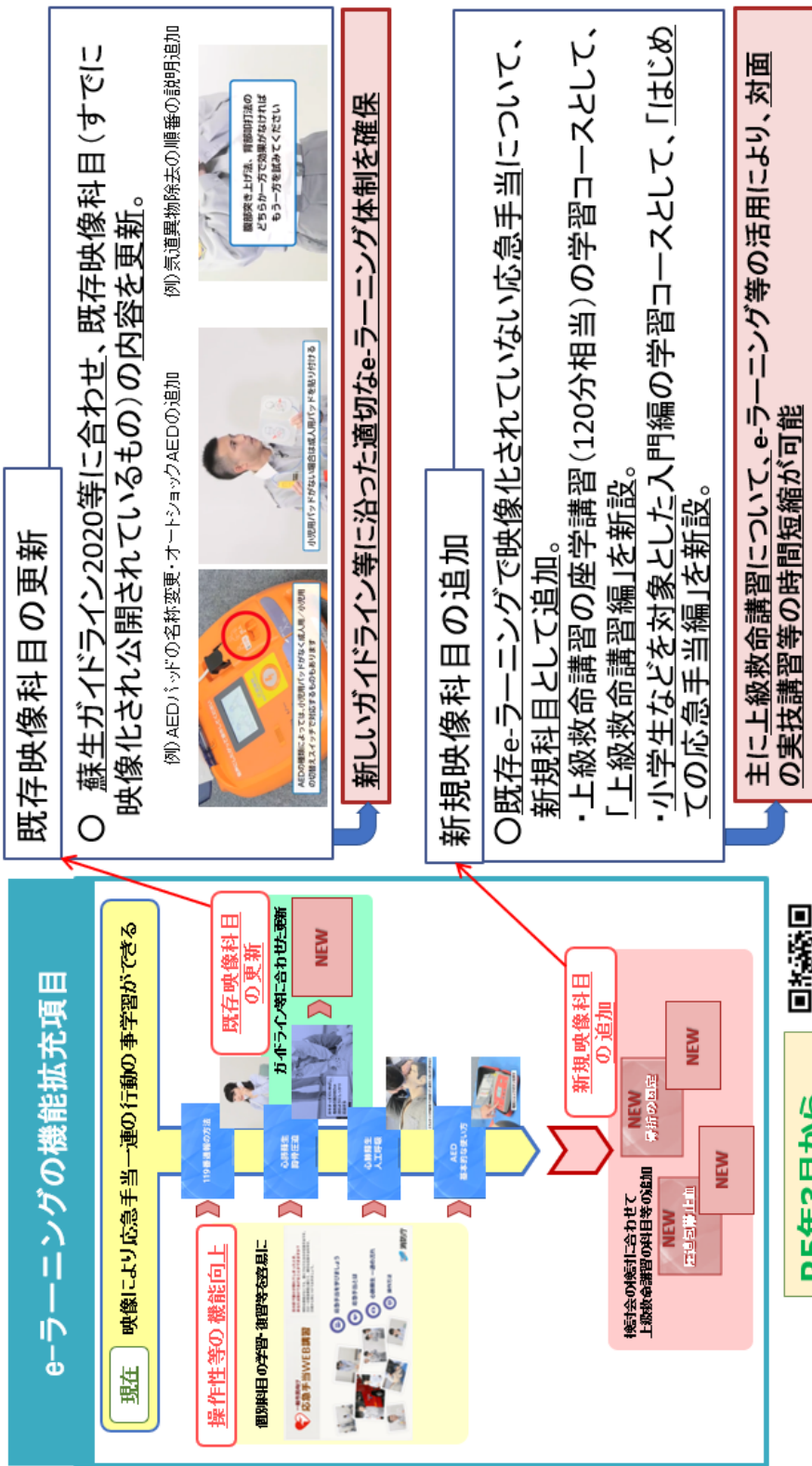
応急手当講習の種類

「応急手当WEB講習」を活用した講習※、分割型講習、ハード面の工夫による講習の時間短縮など、効率的な講習制度の導入を推進

※普通救命講習 I については、eラーニングによる座学部分(1時間)を受講し、概ね1ヶ月以内に実技講習(2時間)を受講することで修了証を交付可能(平成23年～)

※上級救命講習については、eラーニングによる座学部分(2時間)を受講し、概ね1ヶ月以内に実技講習(6時間)を受講することで修了証を交付可能(令和4年～)

e-ラーニング「応急手当WEB講習」の拡充



R5年3月から
消防庁ホームページ

第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）
「教員養成における学校安全の学修の充実」に係る記載及び主要指標

教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス^{*1}や権威勾配^{*2}などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるため AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）^{*3}を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

^{*1} 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して避難などの対応が遅れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

^{*2} 権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者の間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」という。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。（「大川小学校事故検証報告書（平成26年2月）」より）

^{*3} 一次救命処置（Basic Life Support）は、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AED（自動体外式除細動器）を使ったりする緊急の処置のこと。食べ物など喉に詰まった物を取り除くための方法（気道異物除去法）も一次救命処置に含まれる。

第3次学校安全の推進に関する計画における関連する【主要指標】

- ・教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施状況

厚生労働省から AED の適切な管理等について再周知依頼がありましたのでお知らせします。学校等の管理下において事故等が発生した際、AED の使用も含めて組織として機動的に対応できる体制を整えておくことが重要であり、そのためのポイントも改めてお知らせします。

事 務 連 絡
令和 5 年 1 1 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

厚生労働省より、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」及び「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について」について、再周知依頼がありました。（別添 1、2 のとおり）

この内容について、[参考資料 1](#)のとおり、ポイントをまとめています。各学校等及び学校等設置者におかれては一読いただき、自治体等における実態を踏まえつつ、定期的な安全点検等の中で適宜確認いただく等、遺漏なきよう対応願います。

なお、自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）の使用も含め、学校等の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要であり、組織として機動的に対応できる体制を整えておくことが必要です。

このことについて、改めてポイントを下記のとおりまとめていますので、傷病者を発見した場合に躊躇せず迅速かつ適当な手当ができるよう、今一度体制や構成員の理解等について確認していただくとともに、その充実を図っていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるよう

お願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配付する等、貴課において必要に応じて適切に判断いただきますようお願いいたします。

記

1. 事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制の整備について

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害児童生徒等の症状を確認し、近くにいた教職員や児童生徒等に応援を要請するとともに、被害児童生徒等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすることが大切です。

こうした基本的な対応については、危機管理マニュアル等において、参考資料2のように、1枚のフロー図にして簡潔・具体的にまとめておくことが効果的です。その際には、特に以下のような点を明確に記載しておくことが望まれます。

- ・ 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- ・ 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- ・ 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED使用、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊の誘導、状況の記録等）
- ・ 119番、110番の通報について必ずしも管理職による必要はないこと
- ・ 校内の情報共有の流れ、学校設置者等、学校医への連絡

2. 一次救命処置（BLS）について

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことが必要です。その手順については、参考資料3のとおり、日本蘇生協議会（JRC）の「JRC蘇生ガイドライン2020」において簡潔なフロー図が示されていますので、教職員等がいざというときに躊躇せず活用できるよう、危機管理マニュアル等に引用して盛り込んでおくこととともに、消防等と連携し、日頃から訓練を行うことが重要です。

呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合（心停止なのか判断に迷う場合も含む）には、躊躇せず一次救命処置を行う必要があります。心停止ではない傷病者に胸骨圧迫を行ったとしても重大な障害が生じることはないとされています。

また、突然の心停止直後にはしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸がみられることもあります。これは「死戦期呼吸」と呼ばれるもので、普段通りの呼吸ではなく、ただちに胸骨圧迫を開始する必要があります。

AEDが到着したら、電源を入れ、AEDの指示に従って操作します。特定の教職員等のみではなく全構成員が、AEDの設置場所を把握するとともに操作法について理解を深めておくことが重要です。

こういった対応を、救急隊に引き継ぐまで、あるいは、傷病者に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで続ける必要があります。

なお、119番通報をすると消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられるので、状況によっては電話のハンズフリーモードを活用しつつ指示を仰ぐとともに、救助にあたる者でその内容を共有することも有効であることに留意してください。

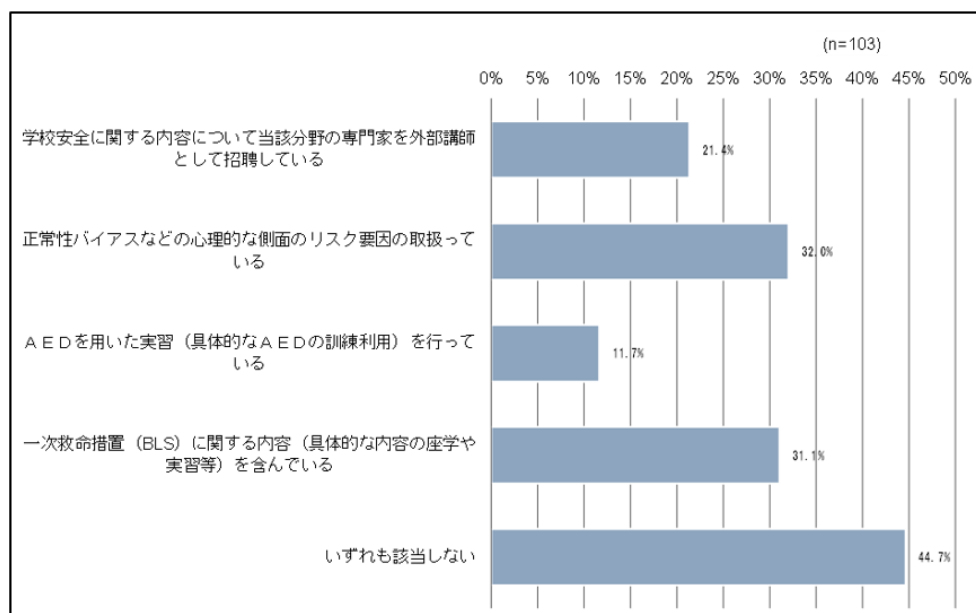
【本件担当】文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係 電話：03-6734-2966

※参考：事務連絡の参考資料は以下にリンクに掲載しています

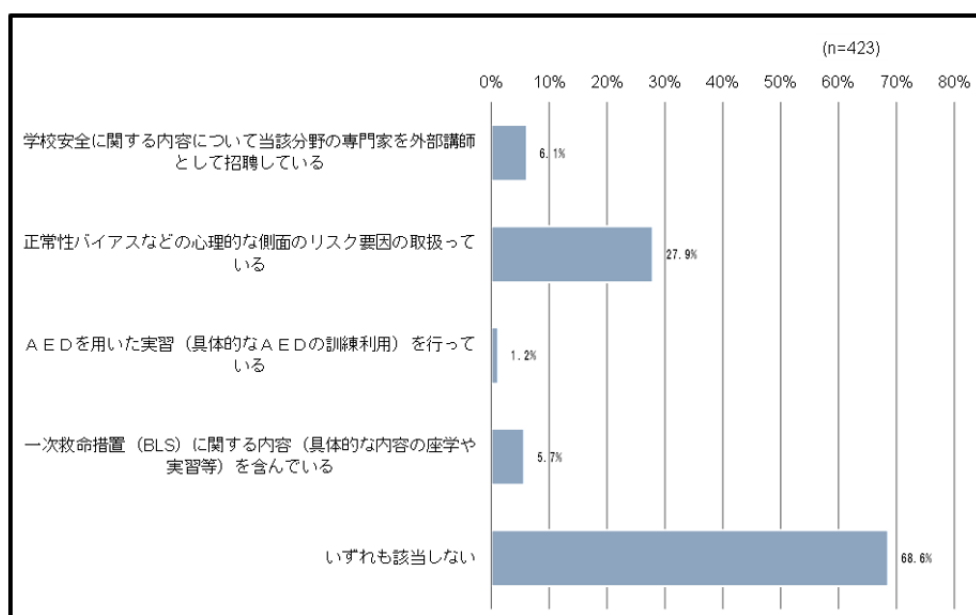
https://www.mext.go.jp/content/20231130-mxt_kyousei01-1417343_00027_1.pdf

第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）における
「教員養成における学校安全の学修の充実」主要指標に該当する授業の状況

- 教員免許を取得する際に「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業に加えて「必修」としている学校安全に関する授業の状況



- 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムにおける主要指標に該当する授業の状況



参考 4

学校安全の推進に関する計画に係る取組み状況調査（令和３年度実績）
（抜粋）

（４９）教育活動中の子供の重大事故を想定した職員向けの訓練等を実施している
学校の割合

今回	前回
53.4%	—

（５０）自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置している学校の割合

今回	前回
95.9%	95.1%

②ＡＥＤを設置している学校のうち、日常的に点検を実施している学校の割合

今回	前回
98.8%	98.3%

③ＡＥＤを設置している学校のうち、ＡＥＤの設置場所を児童生徒等と共有している学校の割合

今回	前回
70.6%	—

④ＡＥＤを設置している学校のうち、ＡＥＤの設置場所を教職員と共有している学校の割合

今回	前回
99.3%	—

（５１）児童生徒等を対象としたＡＥＤの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合
※特別支援学校及び幼稚園等を除いた学校の割合

今回	前回
44.9%	51.6%

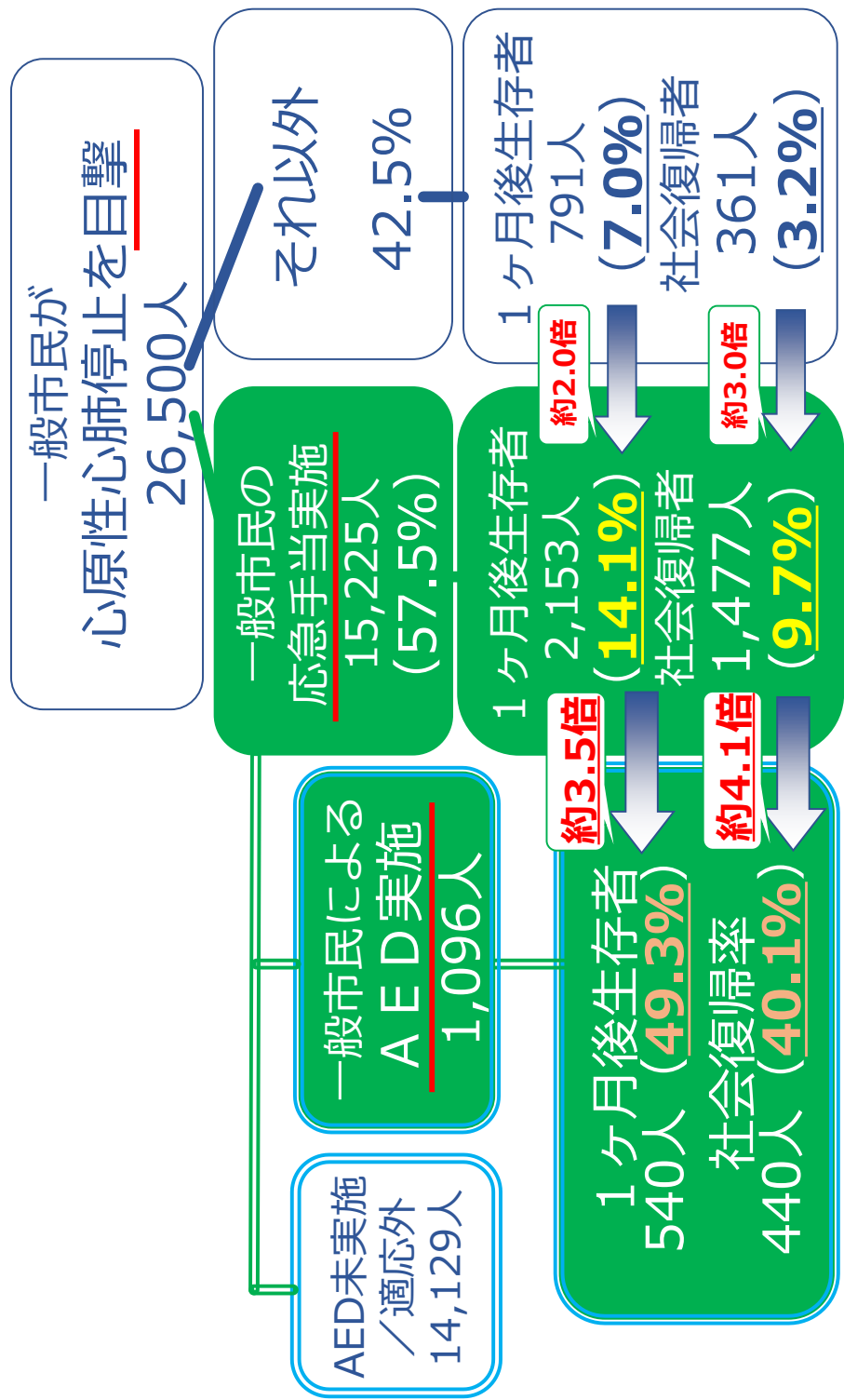
（５２）教職員を対象としたＡＥＤの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合

今回	前回
84.4%	92.4%

※参考：調査結果全体版は以下のリンクに掲載しています

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

応急手当の救命効果 (一般市民が心原性心肺停止を目撃)



応急手当の救命効果